

甲南大学法科大学院入学試験問題について
— 2016 年度一般入学試験（前期募集） —

試験科目：商法(本学)（担当：法科大学院 教授 梅本剛正）

以下の事例を読み，設問に答えよ。

【事例】

土木建築業を営む P 株式会社(以下、「P 社」)は，会社法上の公開会社であり，監査役会設置会社である。2014 年 9 月，P 社の営業担当取締役 A は，公共工事の受注に関連して懇意にしていた役所の担当者 B に 1000 万円の賄賂を贈り，工事を受注することに成功した。この工事により，P 社には少なくとも 5 億円の利益が生じた。A は，2015 年 1 月に，高齢を理由に，取締役の辞任を申し出て認められている。

2015 年 8 月 10 日，P 社による贈賄の事実が発覚し A が逮捕されたため，P 社は 6 か月間公共工事において指名停止処分を受けることとなった。これにより，少なくとも P 社には 1 億円の損害が発生することが見込まれた。

【設問】

P 社の監査役 X は，A の会社法上の責任を追及しようと考えた。いかなる主張が考えられるか。その当否とともに論ぜよ。

【解説】

主として取締役の法令違反に基づく任務懈怠責任を問うものである。任務懈怠行為と因果関係のある損害についても論ずることが期待される。とりわけ，会社が公共工事により得た利益 5 億円と上の損害とを損益相殺することができるか否かにつき，説得的な論述をすることが求められている。